

昨年 7 月 1 日 水循環基本法の施行

- ・ 各府省庁にまたがる水政策の総合的・一体的推進

昨年 7 月 18 日 第 1 回 水循環政策本部

- ・ 「水循環基本計画」の策定スケジュール



昨年 10 月 10 日 第 1 回 水循環政策本部幹事会

- ・ 「水循環基本計画」の骨子とりまとめ

- ・ 基本計画素案の作成
- ・ 有識者からの意見聴取（延べ149名）
- ・ パブリックコメント

7 月 10 日 第 2 回 水循環政策本部

- ・ 「水循環基本計画」の案のとりまとめ
 - － 水循環に関する施策の総合的・計画的な推進のため、法第13条に基づき策定
 - － 今後5年間の水循環施策の推進方針を示す

水循環基本計画 閣議決定

基本的な考え方

- 「**具体的な課題**解決のため」、
- 「**地域**の関係者・関係機関が**連携して総合的に**取り組む」ことにより、
- 「**効率的・効果的に課題を解決**」し、健全な水循環の実現を目指す。

【9つの施策分野】

流域連携／貯留・涵養機能／水の有効利用／教育／民間団体の活動／必要な調査／科学技術／国際連携・国際協力／人材育成

今後の展開

- 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
 - ・ 危機的な渇水への円滑な対応
 - ・ 水環境の保全と回復
 - ・ 地下水マネジメント
 - ・ 教育・普及啓発の推進
- 等

水循環基本計画(案)の枠組み

総論

- 水循環と我々の関わり
- 水循環基本計画の位置付け、対象期間と構成

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- 1 流域における総合的かつ一体的な管理
- 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
- 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
- 4 水の利用における健全な水循環の維持
- 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-

- (1) 流域の範囲
- (2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方
- (3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
- (4) 流域水循環計画
- (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
- (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置

2 貯留・涵養機能の維持及び向上

- (1) 森林
- (2) 河川等
- (3) 農地
- (4) 都市

3 水の適正かつ有効な利用の促進等

- (1) 安定した水供給・排水の確保等 危機的な渇水への対応等
- (2) 持続可能な地下水の保全と利用の推進
- (3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等

- (4) 水の効率的な利用と有効利用

(5) 水環境

- (6) 水循環と生態系
- (7) 水辺空間
- (8) 水文化
- (9) 水循環と地球温暖化

4 健全な水循環に関する教育の推進等

- (1) 水循環に関する教育の推進
- (2) 水循環に関する普及啓発活動の推進

5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

- (1) 流域における水循環の現状に関する調査
- (2) 気候変動による水循環への影響と適応に関する調査

7 科学技術の振興

8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 国際連携
- (2) 国際協力
- (3) 水ビジネスの海外展開

9 水循環に関わる人材の育成

- (1) 産学官が連携した人材育成と国際人的交流

第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 水循環に関する施策の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 水循環に関して講じた施策の公表

水循環施策の今後の展開

○流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定

- ― 内閣官房水循環政策本部事務局の総合調整の下、国は地方公共団体とともに、流域水循環協議会の設置・運営、情報共有を行う。
- ― 本部事務局は、基本計画策定に係る調査・技術面等での支援を行う。
- ― 平成27年度中に、先行的にいくつかの流域で流域水循環協議会を立ち上げ、その後速やかに当該流域で流域水循環計画を作成。それらを受け、計画の作成を全国で水平展開。
- ― 流域単位で各省の施策に具体的に横串をさし、各施策を関係者が一体となり、推進。
- ― 更にこれらの活動を支援するため、本部事務局では、「手引き」の作成、モデル調査等を実施。

・危機的な渇水への円滑な対応

- ― 流域における危機的な渇水に対する体制整備等平常時からの備えを推進

・水環境の保全と回復

- ― 流域の関係者が共通の目標設定のもと、役割分担を明確にするなど、体制整備に総合的に取り組む

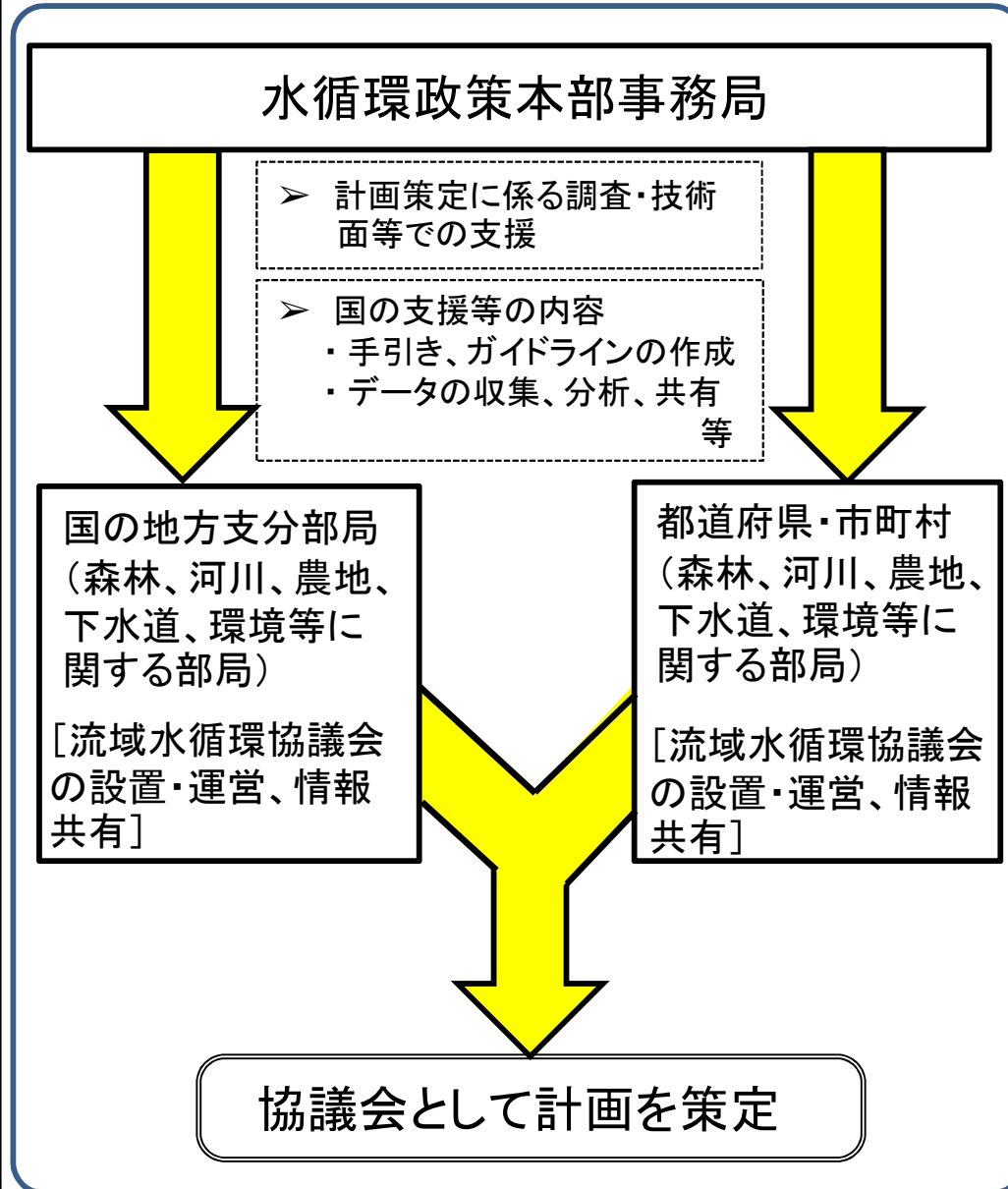
・地下水マネジメント

- ― 地下水挙動の実態把握、保全・利用に関する地域の合意形成やその内容の実施等持続可能な地下水の保全と利用の推進

・教育・普及啓発の推進

- ― 「水の日」における本部主催行事の開催等（「水を考えるつどい」等）各分野の専門家、民間企業、教育機関と連携した教育の推進 等

流域水循環協議会の枠組み



水循環基本計画の主な施策例①

危機的な渇水への円滑な対応

【課題】

危機的渇水が起きてからでは、取り得る対応策が限られ経済・生活に重大な支障が生じるおそれ。

新たな取組(案)

- ・地域の関係者が平常時から危機的な渇水に備える
- ・早めの取水制限、関係者間の水融通、緊急的な応援給水などをあらかじめ検討

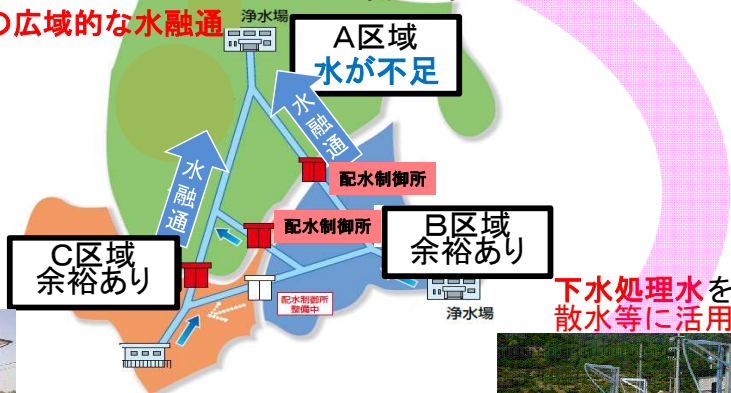
→ 渇水時に迅速な対応。経済・生活への影響を最小化
平成6年列島渇水等、過去の経験を対応に活かす

流域水循環協議会 による危機的な渇水への備え



地域の農業者、水道、下水道、河川管理者など

都市用水の広域的な水融通



他用途の水を浄化、海水を淡水化し、飲料用として活用



水環境の保全と回復

【課題】

- ・湖沼や閉鎖性海域における水質改善の遅れ
- ・水質規制、汚水処理などそれぞれの観点から対策

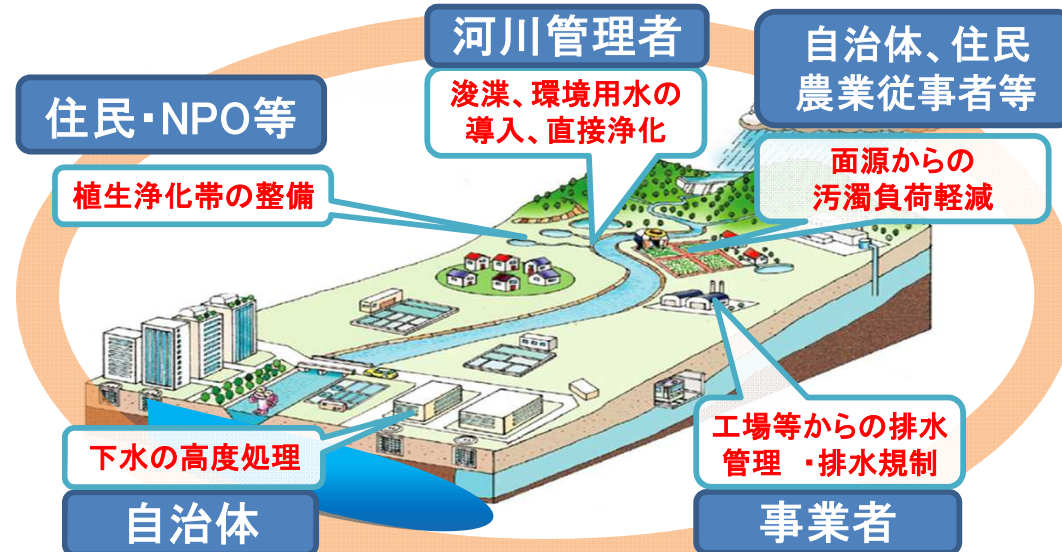
新たな取組(案)

- ・流域の関係者・関係機関が共通の目標設定のもと、役割分担を明確にした計画を策定
- ・排出水の負荷低減、浚渫、環境用水の導入、直接浄化等の対策

→ 良好な水環境を実現

伊旛沼等の先進的な取組事例をもとに、全国に展開

流域水循環協議会 による水環境の保全と回復



水循環基本計画の主な施策例②

地下水マネジメント

【課題】

地盤沈下防止のための取水規制が中心。地下水の実態が明確でなく、適正な利用に支障がでている。

新たな取組(案)

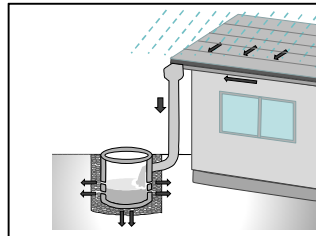
- ・地域の関係者が協議・連携して横断的取組を決定
- ・基礎データの共有化、地下水の実態把握、取水目標、地下水のバランスある利用と保全のルールなど

→ 地下水の保全と持続可能な利用が可能に
熊本等の先進的な取組事例をもとに、全国に展開

流域水循環協議会 による地下水マネジメント



NPO等 水源の森づくり

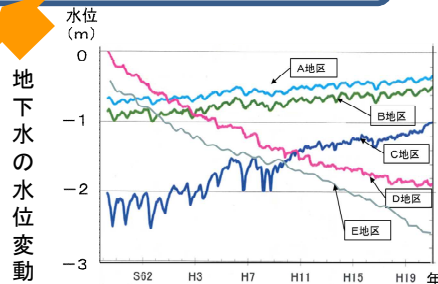


住民等 地下水浸透施設

持続可能な地下水の保全と利用



環境関係者 湧水調査



自治体等 地下水の実態把握

教育・普及啓発の推進

【課題】

水の公共性・重要性に関する国民意識は低く、国民レベルや民間による水循環健全の取組は少ない。

新たな取組(案)

- ・学校等における水循環保全活動への支援、
- ・「水の日(8/1)」関連行事への国民参加の促進、
- ・民間企業等による普及啓発活動への支援

→ 国民自らの積極的取組、官民一体となった活動
既存の草の根運動を支援するなどして、全国で教育・普及啓発活動を活性化

流域水循環協議会 による教育・普及啓発

